

靈異記に於ける夢

— 古代文学に於ける夢の系譜の一環として —

緒 方 惟 精

夢は今日でも神秘的に考えられ勝ちであるが、古代に於ては猶更
そうであった。

わが国では古代から夢を前兆とする態度が広く存した。古くは夢
想が一種の神託を乞う手段であった。神託を受けようとして、齋戒
沐浴して「神床」について夢に神託を受けたという例も多い。そう
でなくとも神（仏）が枕がみにあらわれて、その意志を伝えた例も
多く見られる。これによって家の運命に関する託宣が告げられ（天
皇の夢の託宣は国の運命に関する場合が多かった）、或いは神（仏）
が鄭重に祀られることを要求し、場合によると祭りの方法まで指示
している。

夢にあらわれた神（仏）の教によって種々の奇瑞があらわれたと
いう例もある。

靈異記のごとき仏教説話（仏教説話でなくても更級日記など）の
夢には信仰をすくめるものもある。

受動的に夢を見るだけでなく、或る判断を得る手段として積極的

に夢を見ようとする場合のあったことは前述したが、夢によって自
己の将来の運命や寿命を占なおうとする試みも古来多く行われてい
る。もちろん夢の事実を判断しなければならぬが、その場で主観的
に夢判断するものと、既に判断の基準が確定して俚諺化しているも
のがある。

夢占には正夢と逆夢とがあって、その判定は個人の心持によって
左右し得るので、客観性は少なく、後世夢占が他の卜占ほどの権威
がなくなつたのも当然と思われる。

いま古代文学に見える夢を考察して見る。その場合、民俗学によ
る説明が必要であるが、筆者にその知識と時間的余裕がないので、
文章の表面からのみ触れてゆく。

代表的古典に見える夢は古事記に五例、書紀に十二例、風土記に
五例、祝詞に一例、万葉集に九九例（他に疑わしきもの二例）ある。

日本靈異記に於ては、純然たる夢は九例、仮死の状態に於て夢の
ごとく地獄（浄土）の様相を見たものまで夢とすれば（その取扱ひ
には問題があるが）、その部類に属するものは十一例ある。

平安朝時代の文学作品、たとえば物語、日記などに夢の話は多い。

悉く調査する暇はないが、源氏物語では夢という語が一三六例、夢語（自分の見た夢を他に語ること）十二例、夢見という語が二例ある。夢の多いので有名な更級日記には十一ヶ所に夢の記事が見える。社寺の縁起や平安朝の和歌に調査の手を伸ばせば更に多くの例を発見できる。

二

本論文では紙数の関係上、記紀、風土記等の夢について略説し、特異性の強い異霊記の夢の例について、や、詳しく調べよう。

(一)古事記の夢

A 神武記 高倉下靈劍を献る段
高倉下の夢に天照大神、高木神が建御雷神に詔を下し、更に建御雷神が高倉下に命を下している。天照大神、高木神、建御雷神が神武天皇の東征に力を与えている。

B 崇神記 疫病流行の段

天皇神託を受けんと欲して神床に坐す。大物主大神が天皇の夢にあらわれ、祭りを求められる。

B' (参照) 竜田風神祭の祝詞

崇神天皇の御代に多年にわたり、五穀みのらず人民苦しむので、天皇はいかなる神の祟りか知ろうと誓をして寝られた夜の夢に天の御柱の命、国の御柱の命があらわれ、この凶作は自分のしたことであるから、自分のために竜田に社を造り、よく祭れば凶作は止むと告げられる。

C 垂仁記 沙本毘古王の反逆の段

寝ている天皇を皇后は刺さんとしたが、ためらって泣いていると、天皇は異夢を見られ、難を免れる。皇室を守るためにはいつも奇兆が生ずる。神の間接的加護である。

D 垂仁記 本牟智和氣王の段

本牟智和氣王が啞であったので、天皇が患って寝られた夢に、出雲大神あらわれ、皇子が啞であるのは自分の祟りである。よく祭れば物を云うようになると告げられる。

E 仲哀記 氣比大神の段

建内宿禰の夢に伊奢沙和氣大神があらわれて、神の名を御子（応神天皇）の御名と易えて欲しいといわれる。

以上の各例は(一)神が天皇を守る話(A)、(C)も間接的加護である。(二)神が祭りを求める話(B)、(B')、(D)。祭りとを求める神意をあらわすために、災害を与える。神を恐るべきものと考えた上代人の思想がうかがわれる。(三)異色の夢(E)と分類できる。

(二)書紀の夢

A 神武即位前紀 高倉下の夢の段

高倉下の夢に天照大神、武甕雷神あらわれ師の靈とい靈劍を賜わり、天皇の軍を援ける。

B 神武即位前紀 八咫鳥の段

神武天皇の夢に天照大神あらわれ、八咫鳥を遣わして、天皇の軍の導者とすると告げられる。

C 神武即位前紀 丹生の川上の祭の段

天皇夢の神託を求め、天神の教に従って天神地祇を祭られる。

D 崇神紀七年 神の教を求むる段

天皇齋戒して夢の託宣を求める。夢に大物主神あらわれて祭りを求める。

E 崇神紀七年 大物主の神の段

倭迹速神浅茅原目妙姫、穗積臣の遠祖大水口宿禰、伊勢の麻績君三人、同じ夢を見て大物主の大神、倭の大国魂の神を祀る。この夢も神が祭りを求める夢であった。

F 崇神紀九年 墨坂、大坂の神の段

天皇の夢に神人あらわれ、墨坂の神、大坂の神を祭るように告げる。

G 崇神紀四十八年 皇太子を立てる段

天皇、皇太子を立てるに際し、二人の皇子に夢をみるように命じ、その夢を天皇が占って皇太子を定める。淨沐し、祈ひて夢を求めたことと、夢合せをした話である。

H 垂仁即位前紀

夢の祥しるしによって皇太子となる。

I 垂仁紀五年 狭穂彦の叛の段

皇后、寝ている天皇を刺さんとするが、天皇夢兆によりて難を免れる。

J 仁徳紀十一年 難波の掘江の段

崇りをする神（河伯）が天皇の夢にあらわれて人の犠牲を河伯に奉らしめんとする。

K 仁徳紀三十八年 菟餓野の鹿の段

牡鹿夢に予兆あり。牡鹿嫉妬のため悪い相夢いらいなむをしたので牡鹿不幸な目に遭う。

L 欽明即位前紀 夢の教の段

天皇、若き時、夢告に従って秦大津父を寵愛したので、後日天皇の位に即く。

内容は記と同じく、神の託宣を求める話、神天皇を助ける話、神祭りを求める話である。

神武天皇や崇神天皇のごとき、国民から尊崇され、偉大な事業を成就した天皇の御代に「夢の告げ」が多いのは、神意、神助によって偉大な事業ができたことを語っている。

（三）風土記の夢

A 肥前風土記 姫社郷

姫社の神がその本体を夢で祀る人に示す。

B 出雲風土記 宇賀郷の腦なまこの磯

岩窟の穴を「黄泉の穴」となづけている。夢にこの穴の辺に至ると見れば必ず死す。

C 出雲風土記 三沢郷

大穴持命の御子、阿遲須伎高日子命、壮年に至るまで語る能わず。大穴持命、夢に神の告げを求める。その夢に御子の言葉の通ずるようになることが示された。

D 摂津風土記逸文 夢野いづの（釈日本紀卷十二）

仁徳紀「菟餓野の鹿」と同話。引いてある「夢相いらいなむ」のまにまに」という諺に言霊思想の要素が認められる。

E 尾張風土記逸文 吾饒郷わづら（釈日本紀卷十）

垂仁天皇の皇子、品津別皇子、七才になっても言語を発せず。皇后の夢に阿麻乃弥加都比女あまのやみかるとひめという神あらわれて祭りを求める。現存する風土記の夢の話は意外に少ない。

記紀の場合と異なり、一地方の伝承なので記録に残ることが少なかつたものと思う。

四万葉集の夢

万葉集の例は実に多い。種々の民俗的要素を抽出できるかと期待したが、和歌という短小形態なものと、作歌事情が分明でないので却ってわかりにくい。遊離魂が人の夢の中に入るといふような考え方、或いは恋慕する人を夢で見ようとする呪術などを詠じたものも若干見られが、事実上、そのような素朴な考え方や呪術が現存したのか、文学的的技巧的に詠じたに過ぎないのか判別し難いものが多い。何に分、材料が僅少な紙面では論じ尽せないで、用字例、各巻の歌数を表示するにとどめる。() 内の算用数字は歌数。

伊米十六例 (巻五²、巻十四¹、巻十五⁶、巻十七⁷)

伊目 一例 (巻四¹)

伊味 一例 (巻五¹)

夢 八十一例 (巻二²、巻四²⁰、巻七³、巻八¹、巻九²、巻十²、巻十一¹⁹、

巻十二²⁶、巻十三⁵、巻十九¹)

これらは夢を詠じたものである。

次の二例は上段(寛永本)の漢字を下段の漢字に訂正して「いめ」(夢)と訓ませる説もあるが、一概にそのように訓まれないと思ふ。特に前者は難訓歌で問題の多い歌である。

已具 → 已目 (巻二、一五六)

伊麻 → 伊米 (巻十七、四〇二一)

筆者は右二例は疑点があるので除去する。夢の歌のきわめて多い巻と全然ない巻とがあり、用字法に於ても差異がある。

夢を詠んだ作者、時代、作歌環境、夢の内容を調査することは、きわめて興味あることであるが、他日の発表に譲ることとする。

三

靈異記の夢はもちろん仏教説話である。仏道修行を勤める夢、悪業の罪報で苦しむ者が僧の夢にあらわれて供養を求める話、自己、又は父の悪業で死後悪報に苦しむ子兆の夢など因果応報の理を知らせる夢が多い。

このように直接夢を見た話を第一類とすると、靈異記特有の、取扱いの難しい第二類の夢がある。これは仮死の状態と夢のごとくに地獄(又は浄土)に行つて生還し、人々に地獄(浄土)の様相を語るという話である。生理的、(心理的)、常識的には仮死状態で夢を見た説明されるだろう。宗教的には現実に死して一度、地獄(浄土)に行き生還した体験を語つたと考へるだろう。当時の説話としては事実談と考へただろうし、仏教伝道の目的で記した靈異記であるから、景戒は事実談として載せたものであろう。しかし今、筆者は夢に准ずる話として取扱つて見る。

(第一類) 夢

(一) 景戒の体験した夢

下巻第三十八話「災と善との表相まづ現れて後にその災と善との答を被る縁」

A 第一の夢——仏道修行を勤める夢

延暦六年九月四日の酉の時に自己の生活を慚愧し憂愁して寝ると、子の時に夢を見る。乞食僧(実は紀伊国の沙弥鏡日)が景戒の家に

来て経を誦し、教化して「上品の善功徳を修すれば、一丈七尺の長身を得、下品の善功徳を修すれば一丈の身を得む」という。又諸教要集(諸経要集の誤写か)を景戒に授け、書写の紙まで与えて去る。景戒はこの夢を聖示で、夢で見た沙弥は観音の変化ならむという。悔過することによつて夢告を受ける(上巻十八話も同じ)のは仏教説話として重要な特色である。夢で僧に信仰をすゝめられた話は多い。(更級日記などにもある。)

B 第二の夢——自己の死の様相を見る。

延暦七年三月十七日の夜、景戒が死せる身を薪を積んで焼く。彼の魂神(又、神識)が身を焼いている。そして魂が声を出して叫んでいる。この段の記事の中で注目すべきことは靈魂が一つの存在となっていること、靈魂を一人の人格として取扱つたい、方をしてること、すなはち靈と身とを區別して考へてゐることである。

(一)前世の過ちを夢で覚る。

上巻第十八話「法華経を憶持し、現報に奇表を示す縁」

大和国の丹治比氏、八才より法華経を誦持し二十余才に及んだが、唯一字のみ記憶できなかった。観音に悔過すると夢で人(＝観音の化身)に「前世、伊予国に生れた時、法華経を誦して燈で一字を焼いたためである」と告げられ、伊予に到ると夢のごとくであった。悔過することにより夢告を受けた。類話は冥報記中巻にある。

(二)中巻第十三話「愛欲を生じ、吉祥天女の像に恋ひ、感応して奇表を示す縁」

信濃国の優婆塞が和泉国の山寺で吉祥天女の像を見て愛欲の情を生じ「天女のごとき容好き女を我に賜へ」と祈つたら、夢に天女の像と婚し、明朝見れば像の裙の腰不浄に汚してあつたという話。ま

ことに俗悪不潔で信仰の書に不適と思う。心理的に解すれば欲求不満で姪夢を見たことになるが、景戒は天女が優婆塞の深信に感応されたのだと宗教的に説明しているが、多少こぢんぷけがましい解釈のように思われる。

(四)罪報に苦しむ者供養を求むる夢

A 中巻第十五話「法華経を写し奉り、供養することに困りて、母の女牛と作る因を顕す縁」

伊賀の高橋連東人が亡母の仏事をするために請じた無学の乞食僧の夢に赤い牝牛があらわれ、東人の亡母が生前、子の物を偷んだ報いで牛身になつたと語る。

B 下巻第十六話「女人濫しく嫁きて子を乳に飢えしむるが故に現報を得る縁」

光仁天皇の代、紀伊の寂林法師の夢に乳が脹れ苦しむ女があらわれて生前の罪を語る。遺子の造仏写経によつて罪を免れる話。

この二話の類似点は母が子を愛さなかつた罪報によつて後生に苦しみ、その苦痛を僧の夢に告げ、子の孝養(＝仏事)によつて苦を免れることである。

(五)中巻第二十話「悪夢に依りて至誠心に経を誦せしめ、奇表を示して、命を全くすることを得る縁」

大和国の主婦、他国に嫁せる娘のために二回も悪夢を見る。貧しい生活の中で僧に経を誦せしめる。その功徳により嫁やその子は難を免れる。予兆を語る夢の話である。

(六)下巻第二十六話「強ひて非理に債を徴り、多の倍を取りて、現に悪死の報を得る縁」

讃岐国の大領の妻、富貴であつたが慳貪で貧者を苦しめて財を蓄

えた。死する前に閻羅王の宮に呼ばれた夢を見、八人の男子に語る。死後七日目の夕、甦き還るが上半身は牛、下半身は人である。家族の回向により、五日を経て牛は死ぬ。この話は複雑な構成であるが、妻自身は自分の運命の予兆を夢で知らされる。

罪報によりて牛となることは中巻第十五話に似ており、子等の孝養によって苦界を免れることは中巻第十五話、下巻第十六話と共通点がある。

(下) 下巻第三十六話「塔の階を滅じ、寺の幢を仆して悪報を得る縁」
藤原永手の死後の予兆として子の家依が悪夢を見る。更に永手の悪行のために家依が病むという話である。罪報の親子連帯性を説いている点も注意すべきである。

(第二類・地獄(浄土)に往きて還れる話

A 上巻第五話「三宝を信敬し現報を得る縁」

大伴屋柄古死後三日に蘇生し、仮死の状態で夢のごとく浄土を見、聖徳太子を拝したと語る。心理的に解すれば浄土の夢を見、日頃敬慕している聖徳太子の夢を見たことになるが、宗教的には死して浄土に行き蘇生したことになる。説話ではそのように語られ、景戒もそういう意図で取り上げたと思う。また話の末尾は夢相であり、入鹿の乱、聖武天皇の造寺造仏の予兆があると語り、夢の中で共に居た比丘は行基菩薩であったと説明している。(紙教の都合で以下極く簡単に述べる)

B 上巻第三十話「非理に他の物を奪ひ、悪行を為し、報を受けて奇事を示す縁」

地獄にて死せる妻や亡父に逢う話

C 中巻第五話「漢神の祟に依り、牛を殺して祭り、又放生の善を修して、現に善悪の報を得る縁」

閻羅王の宮に到りて蘇えり、地獄の様相を語る。善悪両業の報を受けねばならぬと説く靈異記の考え方に注意を要する。

D 中巻第七話「知者、変化の聖人を誹り妬みて、現に閻羅の関に至りて地獄の苦を受くる縁」

同前

E 中巻第十話「布施せざると放生するとに依りて、現に善悪の報を得る縁」

同前

F 中巻第十九話「心経を憶持する女、現に閻羅王の関に至り、奇表を示す縁」

この女も閻羅王の宮に到りて蘇ったのであるが、この女は何の罪も犯していない。「天年澄情にして三宝を信敬し、常に心経を誦持して業行と為す。心経を誦する音、甚微妙にして諸の道俗に愛敬せらる」という有様であったから閻羅王はその誦経を聴かんと欲して呼んだのである。聲を敷いて坐せしめ、「伝へ聆く、能く心経を誦すといふ。我、声を聴かむと欲ふ。暫の頃誦くるのみ。願はくは誦せよ。聞かむ」という。王聞いて随喜し、座より起ち、長跪き、拜して「貴きかな。当に聞くが如くなり」という。閻羅王が般若心経を聴かうとしたという話は仏教説話として興がある。

G 下巻第九話「閻羅王、奇表を示し、人に勤めて善を修せしむる縁」

地獄に行き亡妻に遭って帰える話。

H 下巻第二十二話「重き斤に人の物を取り、又法華経を写して現

に善悪の報を得る縁」

法華經三部を写し奉るが、また出挙のときに軽重二種の斤を用いて不当の利稻を納める悪業を積すたので、善悪両報を得て、地獄に行き、蘇生する。

I 下巻第二十三話「寺の物を用ひ、また大般若を写さむとし願を建てて現に善悪の報を得る縁」

大般若經六百卷を写さむという大願を立て出家をしながら、寺の物を勝手に使用したので善悪両報を受けるため地獄へ行き、また蘇生した。当時の僧侶（特に私度僧）の生活の実相がよく描かれている。

J 下巻第三十五話「官の勢を仮りて非理に政を為し悪報を得る縁」
めづらしい話。肥前松浦郡の火君の氏、死期にならぬのに死んで地獄へ行つて、返されるが、その時悪報で苦しめる物部古丸に遭い、帰つてから、その状を太宰府に書き送る。

K 下巻第三十七話「因果を顧みず、悪を作して罪報を受くる縁」
京の人筑紫にて病死し、閻羅王の宮に至り、佐伯伊太知が罪報を受けて苦しむ状を見る。この人蘇生して黄泉の状を太宰府に陳べる。

以上が靈異記に見える夢の概況である。第二類の十一話は単純に夢と取扱うことには躊躇を感じたが、一応、夢に准ずるものとして取扱つた。

古事記、書紀の夢の話は神託が主であつて、国家および皇室の運命に関するものが大多数であり、仁徳紀の「菟餓野の鹿」の話も帝徳を語る話の中に抱撰されている。風土記の夢は地方的な伝承で、その神も郷土の神である。

靈異記の夢は全く類を異にし、因果応報の理を知らせる仏教伝道の話であるが、仏が夢中に示教する話や地獄から蘇生する話は、中国の仏教説話に先例があるとしても、神託や「黄泉帰り」の固有の神道思想が根基となつて理解を容易にしたことも認めてよい。不備な論述であるが、他日の補足を期したい。(三九、五、五)

会員消息 (昭和三十九年度)

尾崎暢殃 「万葉集の発想」 刊行 (A5版、三三〇頁) (明治書院、二二〇〇円)

伊原 昭 「万葉の色相」 刊行 (B6、版三一六頁) (塙書房、五八〇円)

中西 進 「古今六帖の万葉歌」 刊行 (A5版、三二二頁) (武蔵野書院、三〇〇円)

中西 進 文学博士の学位取得。

読売文学賞受賞。